



JP-MIRAI

第3回JP-MIRAIサロン

ベトナムの今を知り考える
～互惠・対等な人材交流をめざして～



JIFA学資支援2022-2023 ハティン省
各郡から推薦された困難な中学4年生を高校卒業まで支援



EDUCATIONAL SUPPORT

認定特定非営利活動法人
日本国際親善協会(JIFA)

伊瀬 洋昭 *ISE HIROAKI*

<http://www.jifa.org>

E-mail ise@jifa.org



認定 特定非営利活動法人
日本国際親善協会 (JIFA)

EDUCATIONAL SUPPORT

JIFA

世界の子どもたちへ
愛の協心支援

人から人へ
手から手へ
心から心へ

ベトナム ハティン省
2023-2024 学資支援者 募集!

2014年から継続してJIFAがハティン省教育訓練局と連携して、経済的・家庭的に困難な生徒に高校卒業まで、のべ約600人に対して学資支援を行ってきました。ハティン省は毎年のように台風に見舞われ、2020年には洪水により水深3mも浸かる地域もありました。被災農家では深刻な被害が発生し家畜も失われ、就学継続が困難な子どもたちへの支援が必要とされています。



2020年10月水害の状況

年1万円の学資支援
に協力いただける
支援者募集中です!



グエン・ティ・タン・タオさんは中学生の時から学資支援を受け、高校に進学。卒業後、日本語の勉強を始め、JIFAの支援を得て新聞留学生として来日。2023年4月から介護福祉士として病院勤務。彼女は、来日2年目から新聞配達しながら、自ら母校の困難な生徒一人に学資支援しています。

経済的に就学継続が困難な 生徒たちへ学資支援

ハティン省教育訓練局とJIFAの合意に基づき、親がいなかったり病気などで経済的に苦しい家庭環境の中でも、勉学が優秀で向学心に燃える子どもたちを支えようと、支援者が提供した学資支援金年1万円/人、高校卒業まで生徒へ贈呈する活動を行っています。



2018年度からは13ある各郡から1~2名ずつ推薦された困難な中学4年生に対しても、高校卒業までの間、奨学金を贈呈し、励ましています。2021年度は生徒102名に、2022年度は97名に学資支援を行いました。

コロナ禍のなかでも、WEBで支援者からのメッセージを届け、生徒から感謝の言葉がビデオで寄せられました。



2022年5月11日 第8次学生支援金贈呈 (ベトナム・ハティン省)

手数料負担や借金なく安心して日本に 学びに動きに来られるゼロフィーの推進

多額の借金をして手数料を払って来日するベトナム青年の現状を改善しようと、国際労働基準のゼロフィー(リクルート費用を負担させない)の推進を日本とベトナムで進めています。2023年4月にはJICA(国際協力機構)、ILO(国際労働機関)、VAMAS(海外労働者派遣協会)、日本大使館等と連携して、日越人材育成交流フォーラム~国際スタンダードのリクルートを目指す~をハノイで開催。ゼロフィープロジェクトをハティン省教育開発支援機構(OHDAS)と協力して推進しています。

在日ベトナム若者支援

コロナ禍の影響で、仕事や住まいを失い、食にも事欠く在日ベトナム人の帰国困難者等を受入れ、心の拠り所となっている「幸せの贈り物プロジェクト」を支援しています。



大恩寺ベトナム寺院(本庄町)

アジア各国の子供たちへの支援



中国

中国寧夏回族自治区と山東省の辺境地域で約300人に教育支援を実施(2005~)



カンボジア



地雷によって足を失った方や小児麻痺(ポリオ)のため陣がいをもった方たちが自立するための施設で交流・支援



モンゴル



ウランバートルシングルマザー支援団体・介護施設との交流
介護技能を学ぶため来日が見込



ミャンマー



バングラデシュ

ミャンマー人道支援
ロヒンギャ(避難民)を受入れているバングラデシュ支援



ネパール



2015ネパール地震
コメの救援/チュブルン村に風力発電支援



ウクライナ

ウクライナ支援募金 2022.3
ポーランドへ避難民支援募金



ベトナム



東ティエンビエン郡ハンリア村の少数民族の子供たちと交流・支援 (2015)



ベトナム大使館と共同で
チャリティ事業
収益の半分は枯葉剤被害地
救済に半分はJIFA活動へ

話題提供

ベトナムの今を知り考える ～互惠・対等な人材交流をめざして～

1. 日本とベトナムは2040年頃には〇〇が逆転する？
2. 費用負担が多額で最も困難なハティンでなぜ“ゼロフィー”を？
3. 日越人材育成交流フォーラム（4月5日）開催の意義
4. 改善に向けた送出し国側の努力と今後の課題
5. ゼロフィーの実現に向けた今後の課題
6. 国境を超えた国際労働基準適合への取組み
7. 新制度における地方の外国人労働者転籍抑制施策
地方自治体の課題解決をゼロフィーで

1. 日本とベトナムは2040年頃には人口が逆転する？

日越外交関係樹立50周年を迎えたいま、日越両国の関係を、互恵的で対等な立場から、未来に、そして地域や世界に向けて大きく飛躍させるための礎を築く時

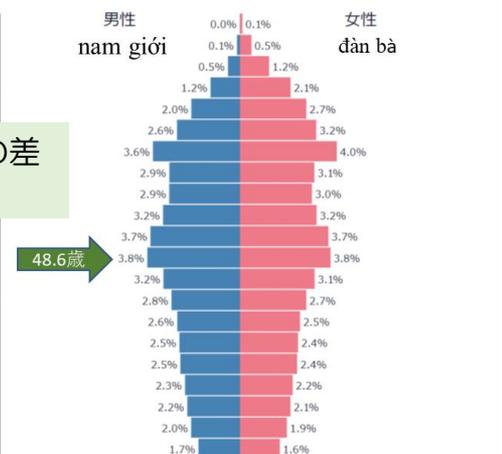
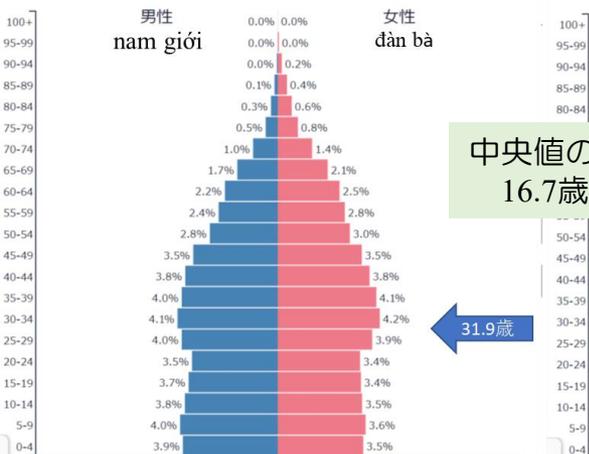
ベトナム Việt Nam

Dân số 99triệu460 ngàn người (Năm 2022, theo tổng cục thống kê Việt Nam(GSO))
 Độ tuổi trung bình 31.9 tuổi (giá trị bình quân)
 人口 9946万人
 平均年齢 31.9歳 (中央値)

日本 Nhật Bản

Dân số 123 triệu 950 ngàn người
 Độ tuổi trung bình 48.6 tuổi (giá trị bình quân)
 人口 1億2395万人
 平均年齢 48.6歳 (中央値)

2022



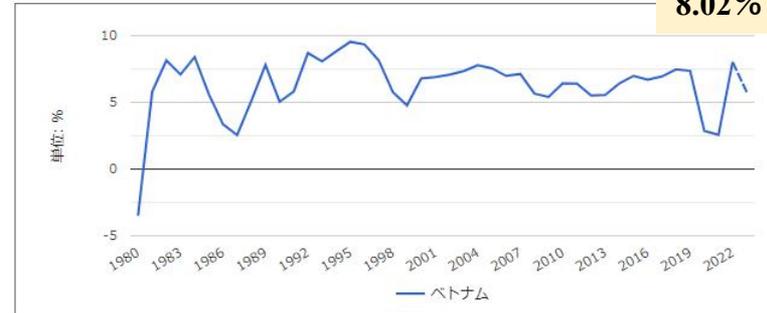
中央値の差
16.7歳

48.6歳

31.9歳

ベトナムの経済成長率の推移

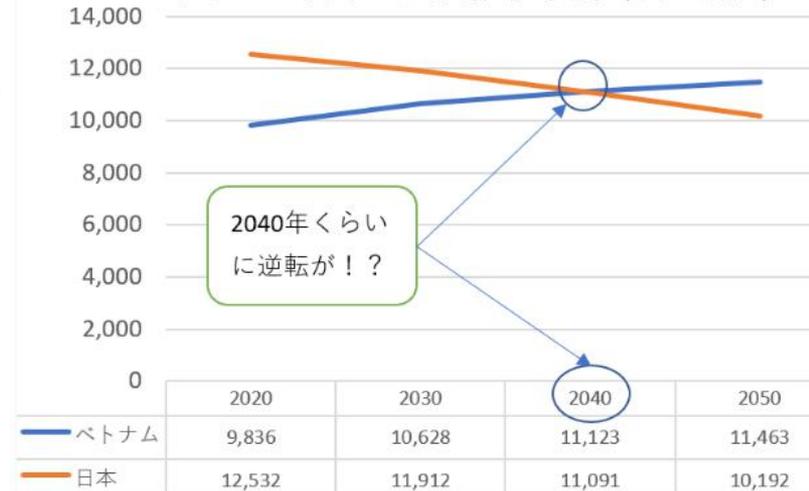
2022
8.02%



2010年から2021年にかけてのベトナムの経済成長率は年率5.9%。2022年は8.0%。世界196カ国・地域の中で17番目の高さ。名目GDPは2023年にマレーシアとシンガポールを上回って東南アジアの第4位の経済規模となる見通し

IMFの「World Economic Outlook」(2022年10月)

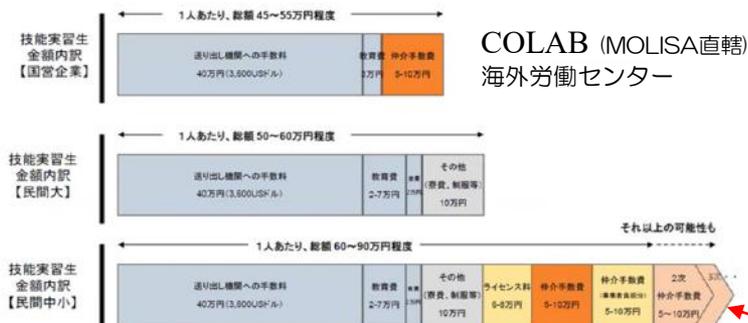
ベトナム・日本の人口推移予測 (単位: 万人)



(出典: 日本人口⇒国立社会保障・人口問題研究所、ベトナム人口⇒国際連合「World Population Prospects」)

技能実習生の5分の1を占めるハティン・ゲアン両省の技能実習生の負担額がなぜ高いのか？

ベトナム技能実習生手数料負担額



※3か年分の技能実習として、現地5か月研修実施を想定。
 ※送出国費、日本入国後の研修費は企業負担。ベトナムでの研修費も本来は企業負担のため、教育費は5か月研修の事前教育費の扱い。

- 北中部出身実習生の負担額が高い主な理由
- ①適正な情報に乏しく、ブローカー等の不適切な誘いが未だに多い
 - ②大手送り出し機関がリクルーターを多用し、草刈り場となっている
 - ③親族・教師・地元有力者・仲介者それぞれの段階で謝金が日常化している（各段階での仲介謝金・手数料）
 - ④頻発する水害等により貧しい農村地域であるため、借金が多く、高額な借金をするため、今までの借金を清算する必要がある
 - ⑤地元優良な日本語学校や送り出し機関が少ない（寮費・交通費嵩む）
 - ⑥農業以外の前職経験が得られないため高額な偽造就業証明書が横行
 - ⑦二国間協定や通達に基づく手数料等の規制が徹底していない

★腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index – CPI)
 ベトナム77位 (前年度から10位上昇、11年前は112位)
 日本18位 出典：Transparency International 2022

北中部のハティン省では、一人当たりの域内総生産 (GRDP)の2025年目標値は、ハノイ市やホーチミン市の3分の1 (ハティン省は台湾Formosa高炉・製鉄所が域内にあるため、農村地域のGRDPはさらに低い)



JP-MIRAI 第3回手数料研究会資料(2022)
 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部長 是川子様：
 「アジアの労働市場・移民労働の現状」より引用



コンテナ事件で命をおとした元技能実習生ファム・ティ・チャー・ミーさん (ハティン省カンロックの出身)



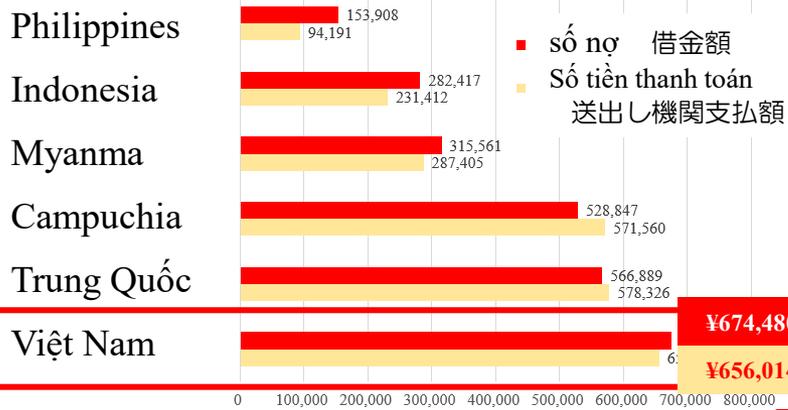
ベトナム 全国63省・市における2025年までの国民1人当たり域内総生産 (GRDP)の目標値

ハティン・ゲアン両省は農業が中心で発展が遅れ、政府は失業対策や経済対策の面から海外出稼ぎを奨励。63ある省と市のうち、この2省で海外派遣労働者全体の5分の1を超える。英国のコンテナ事件では、亡くなった39人のうち31人が両省の出身

Trong khi dân số lao động của Nhật sụt giảm thì nguồn lao động của các nước Châu Á là cứu cánh cho Nhật

日本の労働人口が少なくなる中で、アジアの皆さんが日本を助けてくれています

Số tiền nộp và số nợ của thực tập sinh kỹ năng 送出し機関支払費用総額と平均借金額



出典：令和4年7月26日 出入国在留管理庁 技能実習生の支払い費用に関する実態調査について
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377366.pdf>

仲介手数料がなくなるもう一つの理由

ハティンでは地域における雇用機会が少なく、雇用機会にありつけないことや遅延が大きな負担となることから、早い採用につなげるために高額な仲介手数料を払っても仲介者に頼る傾向がある。

送出し機関や教育施設が地元にはほとんどないためハノイやホーチミンへ行かざるを得ない。送出し機関での面接では、採用数の3倍の候補者を求める監理団体・企業が多い。候補者はいくつもの面接に渡り歩かざるを得ない。

居住地（ハティン）において、早期に、適性に合ったマッチングが行われ、費用負担の少なくリクルートができることが強く期待されている。

56% thực tập sinh là người Việt Nam
技能実習生の56%がベトナムから

Trung bình số tiền nợ đi Nhật là 670 ngàn Yên cao nhất trong các nước

平均借金額が67万円と最も高い（フィリピンの4倍以上）（Cao gấp 4 lần Phillipine）

Thực tập sinh phần lớn xuất thân từ khu vực nghèo sang Nhật.

実習生の多くは経済的に厳しい地域から来日する

Nhất là khu vực nghèo ở Việt Nam thì số tiền này rất lớn.

特にベトナムの経済的に厳しい地域ほど平均借金額が高い

Lí do: Không tiếp cận được thông tin chính xác, phí môi giới cao.

理由：正しい情報がなく、未だに仲介料が高額

Chi phí ở trọ, sinh hoạt, đi lại mất khá nhiều.

寮費・生活費・交通費がかかる

Tiêu chuẩn lao động quốc tế Phí Zero

(Về nguyên tắc không để người lao động gánh chịu các loại phí)

国際労働基準 ZERO FEEs (リクルート費用を労働者に負担させてはならない原則)

Tỉnh Hà Tĩnh ハティン省

Dự án Phí Zeroゼロフィープロジェクト
Cung cấp thông tin chính xác・Hỗ trợ
正しい情報提供・支援



Tuân thủ phí môi giới 「0」

仲介手数料「0」を守らせる

Phí dịch vụ về gần bằng 0

サービス手数料を0に近づける

JP-MIRAIサロン 2023.5.11

ハノイフォーラム報告

主催：独立行政法人国際協力機構(JICA)

共催：海外労働者派遣協会(VAMAS)、国際労働機関(ILO)ベトナム事務所
認定特定非営利活動法人日本国際親善協会(JIFA)

後援：在ベトナム日本国大使館、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
(JP-MIRAI)、公益社団法人ベトナム協会、一般社団法人外国人材支援機構
(HuReDee)、一般財団法人グローバルドリーム財団(GDF)



International
Labour
Organization

Diễn đàn giao lưu phát triển nhân lực
Việt Nam – Nhật Bản 2023 tại Hà Nội.

Tối ưu hóa giao lưu nhân lực

Hướng đến mục tiêu tuyển dụng theo tiêu chuẩn quốc tế

日越人材育成交流フォーラム in ハノイ2023

人材交流の適正化 ～国際スタンダードのリクルートをめざす～



Ngày 5 tháng 4 năm 2023

Trung tâm Hội nghị Quốc gia, phòng hội nghị 309



JICA理事長
特別補佐 穴戸様



ILO Vietnam 所長
I. Christensen 様



日本国大使館
一等書記官 石井様



DOLAB 副局長
フォン様



VAMAS 会長
ジェップ様



JIFA 会長
池田 7

パネルディスカッション冒頭プレゼン

宍戸健一 JICA理事長特別補佐

日越『公正で倫理的なリクルート』枠組み

Fair and Ethical Recruit Initiative (VN-FERI)

日越人材育成交流フォーラム in ハノイ2023 人材交流の適正化 ～国際スタンダードのリクルートをめざす～



1. 現状認識

多くのベトナム技能実習生の置かれた状況には大きな課題があり、ベトナム側・日本側双方に原因がある。

<現状> 日本に滞在する技能実習生数と失踪者の数

国名	2022年6月 技能実習生数	失踪者の数	
		2021年	2022年※
ベトナム	202,365人	4,772人	5,572人
中国	55,552人	896人	722人
インドネシア	30,978人	206人	112人
フィリピン	28,132人	47人	40人
合計	354,000人	7,167人	7,596人

※2022年は上半期の2倍を仮置き

<原因>

- 日本国内の受け入れ環境の問題
- 監理団体が十分な役割を果たしていない。

<現状> 来日前に送出機関又は仲介者に支払った費用

国名	支払った費用(平均値)
ベトナム	688,143円
中国	591,777円
インドネシア	235,343円
フィリピン	94,191円
平均値	542,311円

<原因>

- ブローカー(リクルーター)の存在
- 送出機関の法令違反(ベトナムの法令で定められた額以上の手数料徴収)

2. 解決に向けて

『国際スタンダードのリクルート』の実現のために



民間企業(雇用主)による取り組み

- 受け入れ環境の改善
- リクルートに関するサービス料の負担

監理団体による取り組み

- 適正な業務執行(送出機関からキックバックや契約外サービス等を受けない)

政府・関係機関による取り組み

- 管理監督の強化

JP-MIRAIによる取り組み

- スマートフォンアプリによるモニタリング & インタビュー調査と関係機関への報告

送出機関による取り組み

- 送出機関が、リクルートのプロセスにブローカー(リクルーター)を介在させない
- 送出機関の法令遵守の徹底

VAMASによる取り組み

- 行動原則(CoC)の徹底/優良団体の登録

DOLABによる取り組み

- 求人情報サイトの構築(候補者が送出機関に直接申し込める仕組みの実現)
- 送出機関への研修・管理監督強化



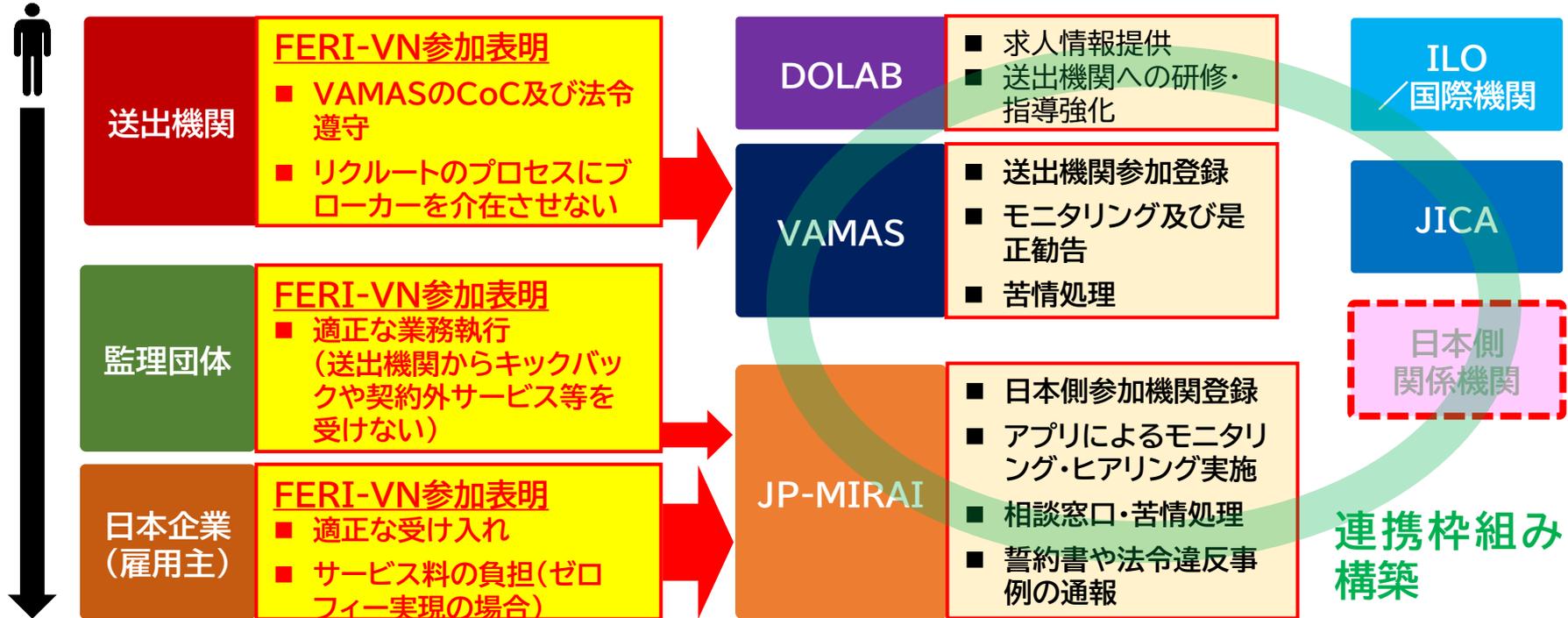
ILO/JICA等による技術支援

3. 提案

日越『公正で倫理的なリクルート』枠組み Fair and Ethical Recruit Initiative (VN-FERI)

★『自発的な枠組み』として、参加できる機関・企業・団体から開始

技能実習生の安全なコリドーの実現



Diễn đàn giao lưu phát triển nhân lực Việt Nam – Nhật Bản 2023 tại Hà Nội Tối ưu hóa giao lưu nhân lực

Hướng đến mục tiêu tuyển dụng theo tiêu chuẩn quốc tế

日越人材育成交流フォーラム in ハノイ2023
人材交流の適正化 ～国際スタンダードのリクルートをめざす～



宍戸ファシリテーターのまとめ

本日はベトナムと日本の両方において問題とされている訪日前の手数料の問題につきまして、どのように解決していくかに関して、多くの皆さま、専門家、現場の皆さまから、それぞれの関係者が協力して、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいこうということが確認されました。

今後、公正で倫理的なリクルートというイニシアティブを実現させていくため、時間がかかるという話もありましたが、しっかり取り組もうというメンバーで、できることからメカニズムをつくりながら広げていくことが大事かと思えます。

ILOから国際的なスタンダードにルールを合わせるように関係者の理解を深めていこうという意見もありました。

今回の議論をもとに、今後、より一歩、ベトナムからほかの国へ行く若者の負担が少しでも減って、幸せな人生が築けるようにサポートができるように皆さんと協力してまいります。

今後このような機会を持てることを楽しみにしています。ありがとうございました。

フロアからの発言



IOM(国連移住機関)ベトナム事務所 梶 藍子様
送出し機関や移住者への支援活動、日本で働く
労働者向け健康管理ハンドブック等の紹介

Phát triển nguồn nhân lực Việt Nam theo tiêu chuẩn quốc tế

Thứ tư, 05/04/2023 17:07 (GMT+7)

(ĐCSVN) – Tại Diễn đàn giao lưu phát triển nguồn nhân lực, các ý kiến tập trung thảo luận về những nỗ lực hợp tác giữa Việt Nam và Nhật Bản; trong đó, có vấn đề hợp tác không thu phí giữa hai nước nhằm hướng tới việc cần tuyển dụng nhân sự theo tiêu chuẩn quốc tế. Ngày 5/4, tại Hà Nội, Cơ quan hợp tác quốc tế Nhật Bản (JICA) phối hợp Tổ chức Lao động quốc tế (ILO), Hiệp hội Xuất khẩu lao động Việt Nam và Hiệp hội Thân thiện Quốc tế Nhật Bản (JIFA) tổ chức Diễn đàn giao lưu phát triển nguồn nhân lực Việt Nam - Nhật Bản năm 2023 tại Hà Nội với chủ đề: Tối ưu hóa giao lưu nhân lực - Hướng đến tuyển dụng nhân sự theo tiêu chuẩn quốc tế.

Nhằm tăng cường trao đổi nguồn nhân lực Việt Nam - Nhật Bản, Diễn đàn tập trung thảo luận về những nỗ lực hợp tác giữa hai nước trong lĩnh vực này. Trong đó, có hợp tác không thu phí giữa hai nước (nỗ lực đưa chi phí thực tập sinh kỹ năng đến Nhật Bản bằng 0), hướng tới tuyển dụng nhân sự theo tiêu chuẩn quốc tế, tuân thủ tiêu chuẩn lao động quốc tế của ILO và Nguyên tắc Hướng dẫn về kinh doanh và quyền con người của Liên hợp quốc.

Phát biểu khai mạc Diễn đàn, ông Shishido Kenichi, Cố vấn đặc biệt của Chủ tịch JICA, cho biết quan hệ Việt Nam - Nhật Bản được thiết lập cách đây 50 năm và hiện hai nước đã xây dựng một mối quan hệ hợp tác hữu nghị, chiến lược trong tất cả các lĩnh vực kinh tế-chính trị-văn hóa, không chỉ ở cấp độ Chính phủ mà còn ở cấp độ doanh nghiệp, người dân.

<https://dangcongsan.vn/xa-hoi/phat-trien-nguon-nhan-luc-viet-nam-theo-tieu-chuan-quoc-te-634946.html>



ICA 理事長特別顧問の穴戸健一氏がフォーラムで講演を行いました。

国際基準に則ったベトナム人材の育成

(CPV) –人材育成交流フォーラムでは、ベトナムと日本の協力努力について意見が集中した。その中には、国際基準に基づく人材採用の必要性に向けた両国間の無償協力によりゼロフィ実施の問題があります。

4月5日、ハノイで、国際協力機構（JICA）は、国際労働機関（ILO）、ベトナム労働者派遣協会、日本国際親善協会（JIFA）と協力をし、ハノイで2023年越日人材育成交流フォーラムを開催しました。テーマは、「人材交流の適正化～国際基準に基づくリクルートをめざす」です。ベトナムと日本の間の人的資源の交流を強化するために、フォーラムはこの分野における両国間の協力努力について議論することに焦点を当てました。その中で、国際労働基準を遵守し、国際基準に従って人材を採用するための両国間の無償協力（日本への技能実習生の費用をゼロにする努力）があります。ILOと国連のビジネスと人権に関する指導原則。フォーラムの冒頭で穴戸健一 JICA 理事長特別顧問は、ベトナムと日本の関係は50年前に確立され、現在、両国は、政府レベルだけでなく、企業や市民のレベルでも、経済、政治、文化の分野で友好的な協力関係を築いていると述べました。

(ベトナム共産党電子新聞)

ベトナム新海外労働者派遣法 日本関連規定

契約に基づいて外国で就労するベトナム人労働者法

ベトナム政府は、2020年11月13日付で、契約に基づいて外国で就労するベトナム人労働者法（Law No.69/2020/QH14、以下「新海外労働者派遣法」）を公布。新海外労働者派遣法は、ベトナム人労働者の送り出し事業に関する法規制について定めるものであり、旧法を14年ぶりに改正。

また、ベトナム政府は、2021年12月10日付で、海外労働者派遣法における事業活動ライセンス等に関する条項の細則を定める政令（Decree No.112/2021/ND-CP、以下「新政令」）、及び2021年12月15日付で、海外労働者派遣法の詳細を規定する通達（Circular No.21/2021/TT-BLDTBXH、以下「新通達」）を公布。

新海外労働者派遣法及び新法令は、2022年1月1日から施行。新通達は2022年2月1日から施行。日本への入国手続においては7月1日から全面適用。

○ 新海外労働者派遣法 Law69/2020/QH14号

2020年11月13日

第23条 サービス料

2. サービス企業が労働者から収受するサービス料

d) **労働者受入国側がサービス料を支払った場合**、合意されたサービス手数料に比して**不足している金額のみが労働者から収受されること**。

4. 労働者から収受されるサービス料の上限額

サービス料は契約に基づく**労働者の賃金の3か月分を超えてはならない**

○ 新政令 No:112/2021/ND-CP

2021年12月10日

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する政令

第29条 労働者による寄託金の上限額 付録II

一部の市場・業種・職種における労働者による寄託金の上限

- 1 台湾（中国） 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 寄託金無し
他の業種、職種 1200万 VND
- 2 韓国 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 寄託金無し
他の業種、職種 3600万 VND
- 3 日本 **すべての業種、職種 寄託金無し**

○ 新通達 Circular No.21/2021/TT-BLDTBXH 2021年12月15日

第7条 仲介契約に基づく報酬上限額

付録X 日本（全業種及び職種）

仲介契約に伴う報酬上限 0 VND

第8条 仲介契約に基づく報酬上限額

付録XI 日本 労働者より収受するサービス料上限

技能実習生3号（サービス企業及び監理団体に変更がない場合） 0 VND
特定技能労働者 0 VND

労働者が負担するサービス手数料 計算例

* 賃金が16万円/月・送出し管理費5,000円の場合

160,000円×3月－5,000円×36=300,000円

介護職種の場合（送出し管理費10,000円）

160,000円×3月－10,000円×36=120,000円

受入企業の送出し管理費3年分を想定して、初めから3年分を減算した金額について、労働者に負担させると理解されている

外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の全期間に相当するサービス料を支払った労働者が、労働者に帰すべきでない事由により契約期間終了前に途中で帰国した場合、サービス企業は労働者に対して外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の残りの期間に相当するサービス料及び金利の日割分を返済しなければならない。
（新海外労働者派遣法第23条第3項）

* サービス手数料の支払時期は、労働傷病兵社会問題省によって労働者供給契約が承認され、かつ外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約が締結された後

註）新海外労働者派遣法第55～59条「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者のための保証」は日本には適用されない。

法第59条 サービス企業、事業単位は、保証債務の履行を確保するため、保証人との合意により、財産による担保措置を設定することができる。

通達第10条 保証契約

- 被保証人：契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者
- 保証受領人：契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業
- 保証範囲 保証範囲は被保証人の以下の義務の一部又は全てである
 - a) 被保証人の**未払いサービス料**の支払；
 - b) 被保証人の**契約違反によって生じた損害補償費用**の支払；
 - c) 支払時の支払延滞期間に相当する関係者の合意による信用機関のベトナムドンの無期限預金の金利に基づき計算される保証範囲内の金額の**支払延滞による利息の支払**。

日本には適用されない

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容

Pháp luật liên quan đến người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng Nội dung sửa đổi chính

日本の場合	仲介契約に伴う報酬上限	0 VND
Đối với Nhật Bản	労働者による寄託金の上限	0 VND
Giới hạn trên của thù lao liên quan đến hợp đồng mỗi giới		0 VND
Tiền ký quỹ tối đa của người lao động		0 VND

改正前
Trước sửa đổi

改正後
Sau sửa đổi

(例) 賃金16万円/月 送出し管理費5,000円/月
(Ví dụ) Lương 160.000 yên hàng Phí quản lý 5.000 yên/tháng



明確に禁止
Bị cấm

禁止
Cấm

さらにゼロフィーに向けた努力
Nỗ lực hơn nữa tiến tới phí 0 đồng



手数料上限
3,600USD

Giới hạn phí
3.600USD

手数料上限
3ヶ月の賃金
(48万円)
Giới hạn phí 3 tháng
lương (480.000 yên)

「受入国側が送出し機関に支払う費用」は通達により、「管理費として月額5,000円以上（介護は10,000円以上）」

“Chi phí do quốc gia tiếp nhận trả cho tổ chức phái cử” được quy định là “phí quản lý từ 5.000 yên trở lên mỗi tháng (10.000 yên trở lên đối với điều dưỡng).”

旧法では、「送出し機関が収受する手数料」と「送出し管理費（5,000円/月 介護10,000円/月）」が関連付けられていなかった
Theo luật cũ, "phí do tổ chức phái cử nhận được" và "phí quản lý phái cử (5.000 yên/tháng điều dưỡng 10.000 yên/tháng)" không được liên kết với nhau.

ILO181 民間職業仲介事業所に関する条約（1998）

「派遣労働者からの手数料徴収禁止」

条約発効：2000年5月10日（日本は1999年7月28日批准）

渡航前のリクルート費用を徴収しないZero Feesがグローバルスタンダードになりつつある

出入国在留管理庁

技能実習生の支払い費用に関する実態調査（2022.7）

送出機関及び仲介者に払った費用の総額は平均54万円とされており、高額な訪日前費用の徴収が失踪などの原因になると指摘がなされてきた。ベトナムは69万円と最も高くフィリピン9.5万円と最も低い。

原則、労働者に費用を負担させないとしているフィリピンの失踪率等が低いことは、ゼロフィーが、移住労働者の脆弱性を軽減し、権利保障に資することが示唆されている。

ベトナム

2022年1月に施行された「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律」（新海外労働者派遣法）

送り出し機関が徴収できる費用についての上限が、3か月分の賃金から日本側の監理団体が送り出し機関に支払うサービス手数料を控除した額と定められたため、日本側の監理団体が訪日前の費用に相当するサービス手数料を支払った場合には、理論上ゼロフィーが実現することになり、ゼロフィーを実現する法的な環境が整った。

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 来日前の費用に関すること

(1) 来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値（円）	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

(2) 送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

	支払費用総額 (n=1,336...①)	主な内訳別平均支払額 (n=539...②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①52, ②12)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①27, ②17)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68, ②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80, ②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242, ②119)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37, ②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

(3) 仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

(4) 来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値（円）	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。

監理団体関係組織の不正行為撲滅キャンペーン

Chiến dịch xóa bỏ hành vi bất chính của các tổ chức liên kết với các tổ chức giám sát

NAGOMI (外国人材共生支援全国協会)

2021年6月～22年5月末

NAGOMI (Hiệp hội quốc gia hỗ trợ nguồn nhân lực nước ngoài) Tháng 6 năm 2021 đến hết tháng 5 năm 2022

【監理団体 (送出し国と)】

□1. 送出国からのキックバック・過剰接待は断ろう

▶ 観光・カラオケ・マッサージや、ホテル・フライト費用負担など

□2. 送出国との裏契約は断ろう

▶ 講習委託費・送出国管理費の減額・無償化などはやめよう
▶ 失踪・途中帰国・妊娠などに対して、違約金の設定はやめよう

□3. 偽造書類の受け渡しはやめよう

▶ 前職要件に関して、同種業務に従事した経験がなくても、「技能実習の必要性を具体的に説明でき、必要最低限の訓練を受けている」場合は、特別な事情があるとして技能実習計画が認められます。いずれの要件により認定を受ける場合も、偽変造書類の受け渡しはやめよう

【 Nghiệp đoàn (Với quốc gia phái cử)】

□1. Từ chối các khoản tiền hoa hồng, thiết đãi quá mức từ phía công ty phái cử

▶ Chi phí cho các chuyến du lịch, hát karaoke, mát xa, khách sạn hay vé máy bay v.v...

□2. Từ chối các hợp đồng bí mật với công ty phái cử

▶ Ngừng việc cắt giảm và miễn hoàn toàn phí ủy thác đào tạo và phí quản lý của công ty ty phái cử.
▶ Không đặt ra chế độ phạt tiền do vi phạm hợp đồng đối với những trường hợp như bỏ trốn, về nước giữa chừng, mang thai, v.v...

□3. Không giao nhận các giấy tờ giả mạo

▶ Cho dù không có kinh nghiệm làm việc tại cùng ngành nghề đi chăng nữa, trong trường hợp có thể giải thích cụ thể về tính quan trọng của việc thực tập kỹ năng và Thực tập sinh đã qua huấn luyện ở mức cần thiết tối thiểu thì Kế hoạch thực tập kỹ năng vẫn được xét duyệt với lý do đặc biệt. Vì vậy không được giao và nhận các giấy tờ giả mạo, kể cả khi được chứng nhận đáp ứng bất kỳ YÊU CẦU nào đi chăng nữa.



2021年 外国人技能実習制度 不正行為撲滅キャンペーン

監理団体 (受入国で)

- 送出国からのキックバック・過剰接待は断ろう
- 送出国との裏契約は断ろう
- 偽造書類の受け渡しはやめよう

監理団体 (日本で)

- 技能実習法のルール通りの頻度・内容・態様で監査・訪問指導をしよう
- 技能実習生との密なコミュニケーションにより本音の理解に努めよう
- 実習実施者の経営状態を正確に把握しよう
- 外国人技能実習機構への届出や報告を確実にしよう
- 妊娠・怪我・病気等を理由にする不利益な取扱いはやめよう

実習実施者

- 技能実習生への人権侵害行為を無くそう
- 不法滞在者(失踪者等)の雇用はやめよう
- 送出国からの過剰接待は断ろう
- 実習計画に沿った業務・作業をさせよう
- 労働基準法をしっかりと守ろう
- 労働安全衛生法をしっかりと守ろう
- 外国人技能実習生総合保険に加入しよう
- 外国人技能実習機構や監理団体への届出や報告を確実にしよう

技能実習生

- 自分のキャリアと自衛のために、日本語を勉強しよう
- やむを得ず実習先の変更を希望する場合は、監理団体に相談しよう
- 失踪あっせんブローカーとは連絡を取らず、もし連絡がきた場合は監理団体に報告しよう

2021

BIỆN PHÁP CỤ THỂ CỦA CHIẾN DỊCH

Nghệ đoàn (Với quốc gia phái cử)

- Từ chối các khoản tiền hoa hồng, thiết đãi quá mức từ phía công ty phái cử
- Từ chối các hợp đồng bí mật với công ty phái cử
- Không giao nhận các tài liệu giả mạo

Nghệ đoàn (Ở Nhật)

- Tiến hành hướng dẫn, thăm hỏi, kiểm tra theo đúng tần suất, nội dung và cách thức quy định tại luật về chế độ Thực tập sinh kỹ năng
- Trao đổi mật thiết với Thực tập sinh nhằm hiểu được điều Thực tập sinh thực sự muốn nói
- Nắm bắt chính xác tình hình kinh doanh của doanh nghiệp tiếp nhận
- Tiến hành đệ trình, báo cáo một cách chính xác cho Tổ chức đào tạo Thực tập sinh kỹ năng cho người nước ngoài
- Không vì lý do Thực tập sinh mang thai, bị tai nạn hay bị bệnh mà tạo bất lợi cho Thực tập sinh kỹ năng

Doanh nghiệp tiếp nhận Thực tập sinh

- Ngăn cấm những hành vi vi phạm nhân quyền đối với Thực tập sinh kỹ năng
- Không sử dụng lao động là người cư trú bất hợp pháp (Thực tập sinh đã bỏ trốn)
- Từ chối các khoản thiết đãi quá mức từ phía công ty phái cử
- Điều chỉnh công việc theo đúng kế hoạch thực tập sinh kỹ năng
- Tuân thủ nghiêm chỉnh luật tiêu chuẩn lao động
- Tuân thủ nghiêm ngặt về luật vệ sinh và an toàn lao động
- Tham gia đóng bảo hiểm toàn diện cho Thực tập sinh kỹ năng nước ngoài
- Đảm bảo đệ trình và khai báo đầy đủ chính xác tới Tổ chức đào tạo thực tập sinh kỹ năng và Nghiệp đoàn

Thực tập sinh kỹ năng

- Học tiếng Nhật để phát triển sự nghiệp và dễ tìm việc
- Nếu thực tập sinh không còn lựa chọn nào khác ngoài quyết định thay đổi công ty thực tập kỹ năng, hãy trao đổi với Nghiệp đoàn.
- Không được liên lạc với bên môi giới trung gian về bỏ trốn, nếu nhận được liên lạc từ phía họ thì phải báo cáo với nghiệp đoàn.

Zero Fees先行事例

EPA（経済連携協定）

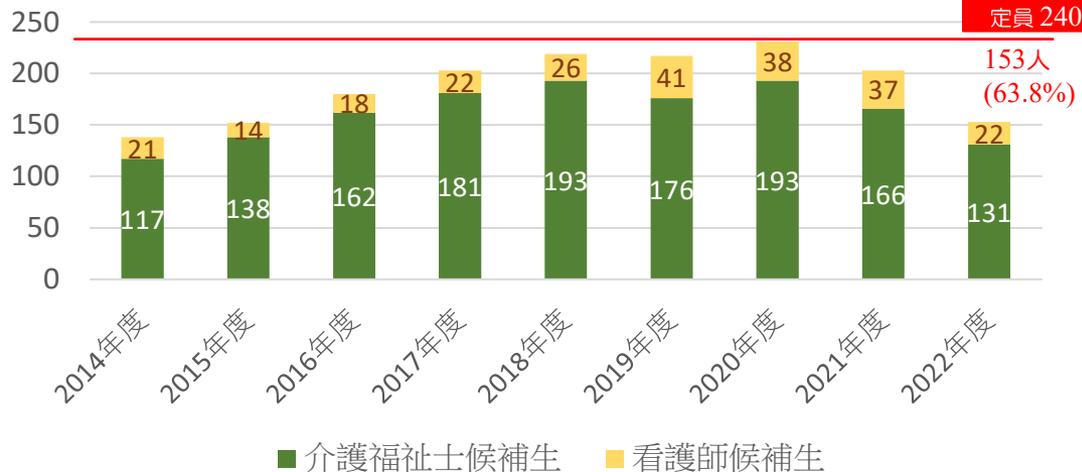
介護福祉士候補生・看護師候補生の受入れの現状と問題点

【参考1】これまでの受入れ実績（2020年3月時点）

		インドネシア	フィリピン	ベトナム
平成26年度	看護	41名(22施設)	36名(20施設)	21名(11施設)
(2014年度)	介護(就労)	146名(61施設)	147名(64施設)	117名(62施設)
平成27年度	看護	66名(25施設)	75名(30施設)	14名(8施設)
(2015年度)	介護(就労)	212名(86施設)	218名(89施設)	138名(58施設)
平成28年度	看護	46名(21施設)	60名(28施設)	18名(10施設)
(2016年度)	介護(就労)	233名(99施設)	276名(116施設)	162名(79施設)
平成29年度	看護	29名(14施設)	34名(17施設)	22名(12施設)
(2017年度)	介護(就労)	295名(123施設)	276名(141施設)	181名(78施設)
平成30年度	看護	31名(12施設)	40名(18施設)	26名(13施設)
(2018年度)	介護(就労)	298名(139施設)	282名(149施設)	193名(87施設)
令和元年	看護	38名(15施設)	42名(18施設)	41名(19施設)
(2019年度)	介護(就労)	300名(173施設)	285名(177施設)	176名(86施設)
令和2年度 ^(※)	看護	23名(12施設)	49名(23施設)	38名(14施設)
(2020年度)	介護(就労)	274名(207施設)	269名(220施設)	193名(96施設)
令和3年度	看護	8名(4施設)	11名(6施設)	37名(15施設)
(2021年度)	介護(就労)	263名(163施設)	226名(143施設)	166名(85施設)
合計	看護		1,587名	
(3か国)	介護(就労)		6,417名	
	介護(就労)			37名

(※) JICWELS調べ（入国時点）

ベトナムからのZero Fees外国人材受入 (EPA介護福祉士候補生・看護師候補生)



- * EPA（経済連携協定プログラム）候補者は、**宿泊費・食費・研修費・往復航空運賃・日本行きのビザ費用などの費用負担を免除される。**
- * 同制度を利用して訪日する場合、健康診断などの諸経費を除いて、訪日前研修の授業料や渡航費用などの**一切の費用は無料**となる。
- * さらに、訪日前研修期間中（約1年間）は**生活費として日額8.5USD（日額約1200円）が支給**されている。
- * 定員240名に対して**153名（63.8%）と目標が達成できていない。**

EPAにみるゼロフィーの現状と問題点

Zero Feesであるにもかかわらず、近年目標する**定員（240名）をなかなか達成できない原因**として考えられるもの

- ① 他の介護プログラムより一年間の学習時間は長く、入国まで待ち時間が長い
- ② 広報が不十分なため、情報が大勢の人々に広がらず、理解されていない（主に看護学校に対しての募集のため、一般に知られていない）
- ③ N3を要件としており、他のプログラムより学歴・語学力のハードルがかなり高く、一般の候補者が条件を満足できない。
- ④ ベトナムで医療看護士大学・短大の学生は国内でも 相応しい仕事も見つけ、そして国離れなくとも 仕事がある
- ⑤ ハードルが高いのに 他のプログラム（実習生など）日本での給料・収入がそれほど変わらない（多少負担が掛かっても短い時間で行きやすい方法を選ぶ）
- ⑥ 円安傾向が続き、EPAや実習生・特定技能も含めて日本にすぐ行きたいという希望者がある減りつつある。
- ⑦ 目標とする日本の介護福祉士の資格取得は、帰国する候補生にとってそれほど魅力がない
- ⑧ 看護専門課程（3年間又は4年間）の修了（看護師候補生の場合はさらに実務経験2年）を条件としているため、資格取得は早くて26～29歳ごろとなり、結婚や家族との生活を始める時期が遅れる。

（参考）技能実習「介護」職種の場合、1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件

EPA（経済連携協定） 介護福祉士候補生・看護師候補生の国家試験合格率

【第35回介護福祉士国家試験結果の内訳 2022年度】

		前回（第34回（R3年度））			今回（第35回（R4年度））		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
インドネシア	合計	448	122	27.2	538	343	63.8
	初受験	276	89	32.2	281	189	67.3
	再受験	172	33	19.2	257	154	59.9
フィリピン	合計	380	96	25.3	435	238	54.7
	初受験	206	73	35.4	223	130	58.3
	再受験	174	23	13.2	212	108	50.9
ベトナム	合計	186	156	83.9	180	173	96.1
	初受験	174	152	87.4	157	152	96.8
	再受験	12	4	33.3	23	21	91.3
EPA合計		1,014	374	36.9	1,153	754	65.4

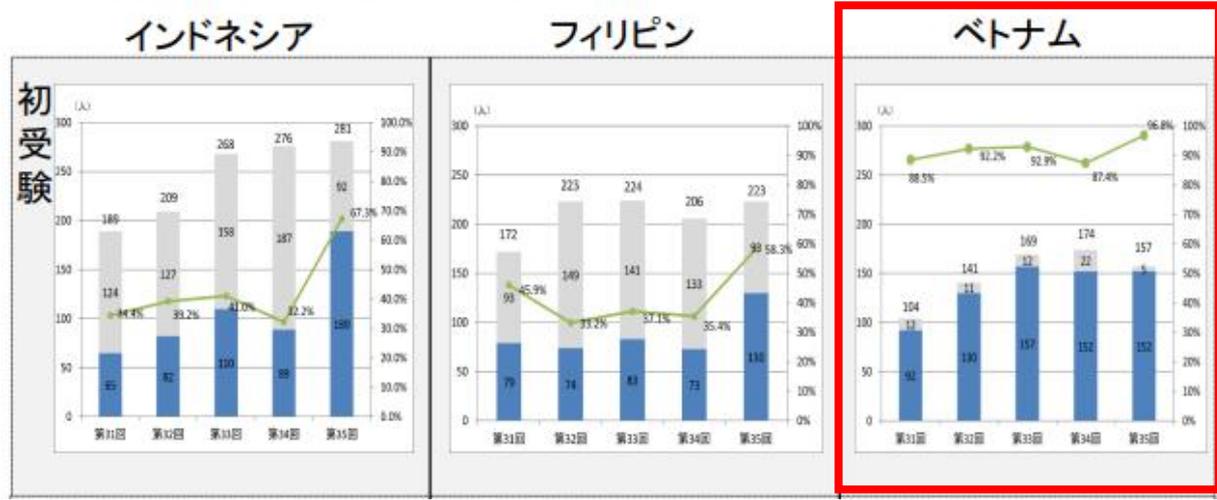
日本政府は、日・ベトナム経済連携協定（EPA）に基づき、ベトナム政府の協力のもと、日本の看護師・介護福祉士の国家資格の取得を目指して日本で働くベトナム人の看護師・介護福祉士候補者（EPA候補者）を毎年受け入れています。これまでに、第1陣（2014年）から第9陣（2022年）までの合計**1,696人**のEPA候補者が訪日しています。なお、EPA候補者は、ベトナムのほか、インドネシア・フィリピンからも受け入れています。

訪日したEPA候補者は日本の看護師国家試験、介護福祉士国家試験の合格を目指して、働きながら勉強をしています。このたび、2023年の国家試験の結果が発表され、新たに215名（看護師国家試験42名・介護福祉士国家試験173名）のベトナム人EPA候補者が看護師・介護福祉士の国家試験に見事合格しました。

全受験者の国家試験結果 前回：合格者数 60,099人／受験者数 83,082人（合格率 72.3 %）
今回：合格者数 66,711人／受験者数 79,151人（合格率 84.3 %）

【各国の初受験・再受験別合格者数】

■ 合格者数 ■ 不合格者数 — 合格率



ベトナム人EPA候補者は、高い合格率を誇っており、特に、介護福祉士国家試験の合格率（96.1%）は、日本人を含む試験全体の合格率（84.3%）を大きく上回っています。加えて、実際に働いている病院や介護施設からは、その堅実で献身的な仕事ぶりも高く評価されています。

看護師国家試験

受験者数 89名 合格者数 42名
合格率 47.2%

参考：インドネシア・フィリピンからのEPA候補者の合格率：インドネシア11.7% フィリピン14.8%

Zero Fees の定義に関する議論

外国人材の責任ある受入れにあたって、国際労働基準に準拠し、手数料及び関連費用等の費用負担なく受け入れる仕組みを構築するため、課題と解決策について、様々なステークホルダーズの参加のもと、送出し国の海外労働派遣関連制度との整合を図りながら検討する

JP-MIRAI（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム）にJIFAから分科会設置を提案 JP-MIRAI発足時 51団体 ⇒ 現在637（2023/5/8 現在）

国際労働基準 International Labour Organization (ILO)

労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(1998)

（未批准国も尊重、促進、実現の義務を負う）

・移民労働者条約(公共職業紹介事業の無償など)

・**民間職業仲介事業所条約（労働者からの手数料他の徴収の禁止）**

条約発効日：2000年5月10日（日本：1999年7月28日批准）

・公正な人材募集・斡旋に関する一般原則・実務指針ならびに**募集・斡旋手数料及び関連費用の定義**（ILO,2019）

政府の責任：手数料・関連費用の請求排除の措置

事業者の責任：手数料・関連費用の労働者からの徴収禁止

必要とする**語学教育費用**、**前職要件訓練費用**まで含めるかどうかなど議論

（国内的には、EPAによる介護福祉士・看護師候補生との整合も話題）

今後責任ある受入れが目指すべき方向 **Zero Fees / 人権 Due Diligence**

人権**Due Diligence**は、人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールしようとするもの。

人権侵害の対象には、「過度の長時間労働」、「賃金の未払い」、「ハラスメント」といった、組織内で発生する問題だけでなく、「強制労働」、「児童労働」、「外国人労働者の権利侵害」といったサプライチェーン上で発生するグローバルな問題も含まれます。

募集・斡旋手数料・関連費用

請求・徴収の方法、時期、場所にかかわらず、雇用又は採用を確保するために募集・斡旋・選定の過程で発生するあらゆる手数料又は費用 ⇒ **労働者負担なし**

募集・斡旋手数料

官民を問わず、人材紹介者が提供する求人と求職をマッチングする募集・斡旋サービスに対する支払等を含む。（賄賂、リベート、保証金、不正な費用、回収手数料、担保などの契約外費用、非開示の費用、水増しされた費用は不正費用として違法である）

関連費用

① 医療費 健康診断、検査、予防接種

② 保険費

労働者の生命、健康及び完全について付保するための費用

③ 技能資格検定費

労働者の言語能力及び技能・資格の水準を検証し、もしくは特定地ごとの資格認定、証明または許認可を取得するための費用

④ 訓練・研究費

新規採用労働者の出発前または到着後研修を含む、必要な訓練を受けるための費用

⑤ 機材費 制服、保護具その他の機材にかかる費用

⑥ 旅費・宿泊費

訓練、面接、領事関係の手続き、転勤及び帰還または帰国に係るものを含む、募集・斡旋過程において国内的または国境を越えた渡航、宿泊及び生計に必要な経費

⑦ 管理費

募集・斡旋プロセスを遂行する目的でのみ必要となる申請・サービス費用。労働者の雇用契約、身分証明書、旅券、査証、身元確認、安全・出国検査、銀行サービスならびに就労・居住許可証の作成、取得または合法化のための代理及びサービスに係る手数料が含まれる

ゼロフィーに取り組む送出し機関 ①



ハイフォン株式会社

無料の実習プログラム【最小限の削減】



ハイフォン家



CTECH短期大学
【自社の学校】

- 日本語
- 車整備
- 機械加工
- IT
- 介護
- 旅行管理
- 電子・電気

- ❖ 実習生の負担を徹底して削減
- ❖ 受入れ企業様及び実習生の満足度向上を目指す



ベトナム国内の
各短・大学と連携
【20校以上】

- 外国語
- 車整備
- 機械加工
- IT
- 介護
- 旅行管理
- 経営管理
- 電機・電子



2019年に工科短期大学
をM&AしCTECH 創設

送出し事業での試み・経験



- ・ 自社の募集部・社員による 実習候補者 リクルート
- ・ RBA・SWA監査対象企業様との協業 経験
(実質上の“0フィー案件”への対応)
- ・ 最近では上記以外のお客様からの0フィー 案件
への協業依頼を頂くに至る

皆様と共有したいこと



日本側の影響；

企業様のコストアップにつながるなど、対応できる
企業・できない企業にわかれてしまう恐れがないか？

ベトナム側の影響；

同じ職種・雇用条件であっても0フィー適用の
有無により応募者募集に影響がでる



慎重な対応が必要、と考えます

(註)

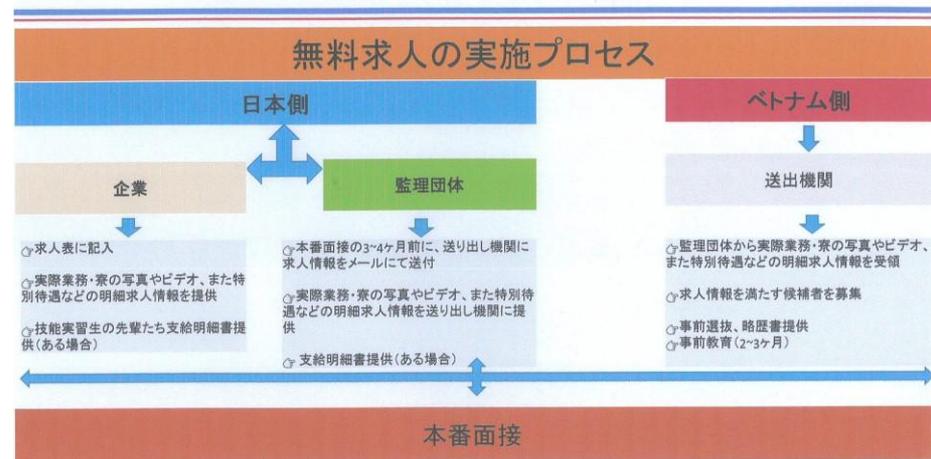
- * RBA(RESPONSIBLE BUSINESS ALLIANCE):
製造業のサプライチェーンのCSR | BEICC
- * SWA: サプライヤー職場環境管理プログラム

ゼロフィーに取り組む送出し機関 ②



VHC人材ネットワーク
投資顧問株式会社

技能実習生採用無料プログラム



ベトナムで技能実習生採用の無料プログラムを実施する際のメリット・デメリット

メリット

- 応募から入国までのすべての費用が無料なプログラムとして求人を行うため、より多くのベトナム人に興味・関心を持っていただくことができます。
- 僻地や困難経済地域に住む人々にアプローチすることで、日本で働きたいという強い意志を持っている人材を見つけサポートすることができます。
- 無料求人プログラムにより、実習生は日本へ仕事に行くために必要な費用の借金の支払いの心配がなくなります。それにより、実習生が日本でより一層集中して仕事に取り組める環境を提供することができます。
- 無料求人プログラムを実施することで、実習生は日本の監理団体や企業に対して感謝の気持ちを持ちながら仕事をすることができます。それにより、日本に入国後の逃亡・問題発生率を抑制することができます。
- 無料求人プログラムに応募した数多くの候補者の中から健康で意志の強い応募者を選別するため、他の有料求人が発生する問題を減らすことができます。

デメリット

- 現在、本プログラムを大規模に実施するための費用を支援できる日本企業は多くありません。
- 候補者への初期投資：寮費、光熱費、本、制服、授業料等のコストが非常に大きいです。加えて、採用人数は少なく他の無料の求人も少ないため途中辞退してしまいます。
- 本プログラムの候補者は本来は負担すべき費用を負担しないため、参加者にとって途中辞退のリスクが少ないです。そのため、プログラムに含まれる2~3か月の研修等で辞退する候補者も多く、初期投資に影響します。
- 無料求人のため、質の高い候補者を絞るために、選定や教育をおこなう時間が多く必要になります。



ハティン ゼロフィープロジェクト



協力

OHEDAS



EDUCATIONAL SUPPORT

ハティン教育開発支援機構 (OHEDAS)

Quỹ hỗ trợ và phát triển giáo dục Hà Tĩnh

Organization for Hà Tĩnh Education Development and Support

日本からの支援で

Zero Feesを実現しましょう！

ハティン

技能実習生や留学生の費用負担・借金が多い地域

日本の文化や社会を紹介し交流を通じて、明確な目的や目標を持つことにより、支援企業等の協力を得て、費用負担少なく、日本で学び働けるようにする

原因：

- ① 間違った情報 → 信頼できる情報が乏しい
- ② 違法な行為 → 保証金、担保禁止が守られていない
- ③ 仲介者への手数料 → **禁止されたが守られていない**
- ④ 地域に優れた教育・訓練機関が少ない → ハノイやホーチミンの送出し機関・日本語学校の寮費や交通費負担
- ⑤ 帰国後地元での就業の見込みがない → 失踪の要因の一つ

日本とベトナムの信頼できる正しい情報を提供する

保証金、担保に替わる事前支援による信頼関係の構築

仲介手数料は受入企業側から徴収することを徹底する

ハティンの教育機関、訓練機関、日本語学校への支援

産業振興ロードマップに沿った帰国後支援態勢への協力

労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(1998)

(未批准国も尊重、促進、実現の義務を負う)

国際労働基準 International Labour Organization (ILO)

ILO181 民間職業仲介事業所に関する条約 (1998)

「派遣労働者からの手数料徴収禁止」

条約発効：2000年5月10日（日本は1999年7月28日批准）

募集・斡旋・選定の過程で、あらゆる手数料又は費用を本人から徴収しない**Zero Fees**が **グローバルスタンダード** になりつつある

受入企業がFeesを負担するためには

日本でのハティン人材の魅力の紹介も重要！

候補生と受入企業との確かな信頼関係習得する技能・知識が明確であること
受入企業に教育的視点が明確であること
帰国後地域で技能・知識を活かす見通し
受入企業のハティン進出につながる

ハティン省が総合的な産業振興ロードマップを策定し、誘致・協力する企業に対し戦略的にふさわしい人材を派遣し、帰国後の就業につながる取組みを進めることに、OHEDASは協力します。



ハティン省

適正送出し・責任ある受入れプロジェクト2023 (案)



日越外交関係樹立50周年記念事業
ハティン省適正送出し・責任ある受入れ
プロジェクト2023

- 技能実習
- 特定技能
- 留学
- 帰国後就業・起業支援



日本に留学し介護福祉士をめざす学資支援生徒

JIFAが培った
日本への信頼

浄水施設を各郡の学校へ寄贈
(2010年～) 13基
困難な子供へ学資支援
延500名(2014年～)
2021年度102名授与
2022年度 97名授与

技能実習希望
特定技能希望

留学希望
大学進学希望

とりあえず相談

日本人による日本語
教育・生活文化等
教育支援
レベルアップに向けた支援

技術教育の充実
前職要件

新制度
在学中に2年次から
技能実習(通信教育)
帰国後6か月で卒業

ハティン省
送出し機関
日本語学校

日本語教育センター
日本語学校
送出し機関

職業訓練校
専門学校
建設・介護・自動車

職業訓練短期大学
専門学校

就業 帰国後起業

日本企業進出
(帰国者活躍)

ハティン人民委員会
外務局/教育訓練局/労働局
職業訓練所/奨学会

ハティン人民委員会・各局とJIFA
人材育成交流に関する合意

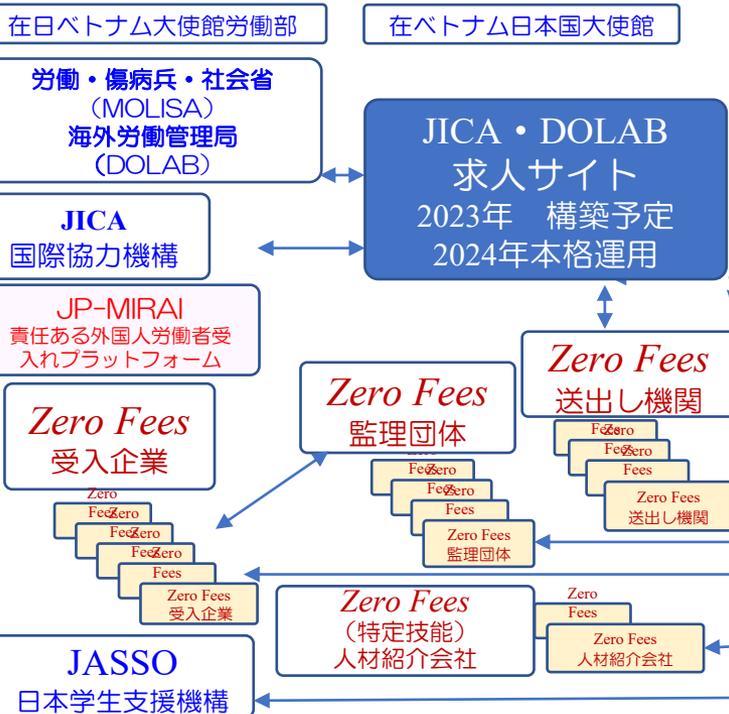
企業・職種・地域・賃金は分かるけれど、自分の
キャリアパスに適しているかわからない?

ハティン教育開発支援機構
(OHEDAS)

- JICA・DOLABマッチング支援
- 適正な情報提供・相談対応
- 日本語教育支援
- 日本生活の基礎教育支援
(モラル・文化・教養等)
- 帰国後就業・起業支援
- 日本企業誘致支援

公設試
地方自治体

JETRO
日本貿易
振興機構



2021年12月10日付で、海外労働者派遣法における事業活動ライセンス等に関する条項の細則を定める政令(Decree No.112/2021/ND-CP、以下「新政令」)、及び2021年12月15日付で、海外労働者派遣法の詳細を規定する通達(Circular No.21/2021/TT-BLDTBXH、以下「新通達」)を公布。新海外労働者派遣法及び新法令は、2022年1月1日から施行。これにより日本への労働者派遣の仲介手数料の上限は0(ゼロ)VDNとなり、仲介手数料の徴収は禁止となった。

サービス手数料を受入企業が責任をもって支出することで、実習生等の負担を低減させ、安定した就労を実現させる。給与だけでなく、本人の夢を実現させるため、受入企業のキャリアアップ計画と本人の希望とのマッチングを早い段階で図る

Tăng cường mối quan hệ hợp tác giữa Hà Tĩnh với Nhật Bản và tổ chức JIFA

ハティンと日本とJIFAの協力関係を強化

JIFAは2022年11月24日、ハティン人民委員会において、人民委員会、各局幹部との会議を行い、JIFAがハティンで継続してきた教育支援を発展させ、ハティンの産業振興につながる計画的な人材交流を進めるための議論を行い、協力関係を強化することを合意したことが Báo Hà Tĩnh に報道されました。

チャン・パウ・ハ人民委員会副委員長は、ハティンの産業振興・発展に必要な技術や知識を習得するための人材を、費用負担少なく適正に日本へ技能実習や留学させ、帰国後にハティンの発展につながるプログラムを進めるうえでの基礎になる場と位置付けました

Ngày 24/11/2022, Báo Hà Tĩnh đã đưa tin về buổi tọa đàm giữa UBND tỉnh Hà Tĩnh, lãnh đạo các Sở ban ngành liên quan với JIFA tại trụ sở UBND tỉnh Hà Tĩnh. Nội dung tọa đàm bàn đến các hoạt động, chương trình thiết thực của JIFA tại Hà Tĩnh góp phần quan trọng trong việc phát triển nguồn nhân lực, ngành công nghiệp của tỉnh. Hai bên đã đạt được thỏa thuận tăng cường mối quan hệ hợp tác.

Phó Chủ tịch UBND tỉnh Trần Báu Hà đã tiếp đoàn và khẳng định đây là cơ sở để tiến hành dự án đưa thực tập sinh và lưu học sinh đi sang Nhật với chi phí thấp, học kiến thức chuyên môn và kỹ thuật, sau đó về nước đóng góp cho sự phát triển ngành công nghiệp của Hà Tĩnh.

<https://baohatinh.vn/lao-dong-viec-lam/tang-cuong-moi-quan-he-hop-tac-giua-ha-tinh-voi-nhat-ban-va-to-chuc-jifa/240764.htm>



Báo Hà Tĩnh
ハティン新聞
2022.11.24

VIỆC LÀM

Giáo dục | Y tế | Chính sách | Việc làm

Tăng cường mối quan hệ hợp tác giữa Hà Tĩnh với Nhật Bản và tổ chức JIFA

Cập nhật: 11:30 24/11/2022

(Baohatinh.vn) - Các hoạt động, chương trình thiết thực, hiệu quả của JIFA tại Hà Tĩnh đã góp phần quan trọng trong việc phát triển nguồn nhân lực, giải quyết việc làm và hỗ trợ khắc phục những khó khăn của các trường học, học sinh nghèo trên địa bàn tỉnh.



Ông Hiroaki Ise - Giám đốc JIFA làm rõ thêm về kế hoạch "zero Fees" của JIFA.

Phát biểu tại buổi làm việc, Phó Chủ tịch UBND tỉnh Trần Báu Hà thông tin đến đoàn công tác của Hiệp hội Thân thiện Quốc tế Nhật Bản (JIFA) về một số kết quả kinh tế - xã hội tỉnh Hà Tĩnh cũng như lợi thế, các chính sách và kết quả thu hút đầu tư thời gian qua. Đồng thời, đánh giá cao những hoạt động, chương trình hợp tác của JIFA trong thời gian qua. Các hoạt động, chương trình thiết thực, hiệu quả của JIFA tại Hà Tĩnh đã góp phần quan trọng trong việc phát triển nguồn nhân lực, giải quyết việc làm và hỗ trợ khắc phục những khó khăn của các trường học, các học sinh nghèo vượt khó trên địa bàn tỉnh.

Đây cũng là những hoạt động thiết thực hướng tới kỷ niệm 50 năm thiết lập mối quan hệ ngoại giao 2 nước Việt Nam - Nhật Bản (1973 - 2023). Tỉnh Hà Tĩnh ủng hộ và sẽ đẩy mạnh tuyên truyền để nhiều người dân biết đến các chương trình hỗ trợ của JIFA.



Phó Chủ tịch UBND tỉnh Trần Báu Hà phát biểu tại buổi làm việc.

Nhằm tăng cường hơn nữa mối quan hệ hợp tác giữa Hà Tĩnh với Nhật Bản và Hà Tĩnh với tổ chức JIFA, Phó Chủ tịch UBND tỉnh đề nghị JIFA hỗ trợ tuyên truyền đến các doanh nghiệp, tập đoàn, các tổ chức, hiệp hội, nhà đầu tư Nhật Bản về tiềm năng, lợi thế của tỉnh Hà Tĩnh; các lĩnh vực ưu tiên kêu gọi đầu tư, danh mục các dự án ưu tiên kêu gọi đầu tư và các chính sách ưu đãi đầu tư của Hà Tĩnh. Đồng thời, hỗ trợ cung cấp thông tin, kết nối để tỉnh Hà Tĩnh tìm hiểu thị trường, xuất khẩu các sản phẩm mà tỉnh có lợi thế sang thị trường Nhật Bản.

Sáng 24/11, đoàn công tác của Hiệp hội Thân thiện Quốc tế Nhật Bản (JIFA) do bà Setsuko Ikeda - Chủ tịch JIFA làm trưởng đoàn có buổi làm việc với UBND tỉnh Hà Tĩnh về các lĩnh vực giáo dục, xuất khẩu lao động.

Phó Chủ tịch UBND tỉnh Trần Báu Hà tiếp và làm việc với đoàn.



Bà Setsuko Ikeda - Chủ tịch JIFA phát biểu tại buổi làm việc.

Phát biểu tại buổi làm việc, bà Setsuko Ikeda - Chủ tịch JIFA giới thiệu tổng quan về các chương trình học bổng hỗ trợ học phí, xem xét hỗ trợ phát triển và đào tạo nhân lực tại Hà Tĩnh; chương trình hỗ trợ lao động sang làm việc tại Nhật Bản với chi phí thấp; chương trình hỗ trợ máy lọc nước tại Việt Nam...

Nhật Bản sẵn sàng giảm chi phí tuyển dụng xuất khẩu đối với lao động Hà Tĩnh

Cập nhật: 12:03 16/02/2023



(Baohatinh.vn) - Nhiều doanh nghiệp Nhật Bản đã đồng tình và sẵn sàng giảm chi phí tuyển dụng xuất khẩu đến Nhật xuống mức thấp nhất đối với lao động người Hà Tĩnh.



会議で議論する池田節子 JIFA 会長

Sáng 16/2, Phó Chủ tịch UBND tỉnh Lê Ngọc Châu chủ trì buổi làm việc với đoàn công tác Hiệp hội Thân thiện Quốc tế Nhật Bản (JIFA) liên quan đến dự án “Hỗ trợ kỹ thuật cấp cơ sở dành cho chương trình xuất khẩu lao động sang Nhật Bản với chi phí thấp” (Zero Fees). Bà Setsuko Ikeda - Chủ tịch JIFA cùng chủ trì.

Trao đổi tại buổi làm việc, bà Setsuko Ikeda - Chủ tịch JIFA và các thành viên trong đoàn đã giới thiệu chung về dự Zero Fees và những hoạt động của JIFA tại Việt Nam cũng như Hà Tĩnh. Theo đó, Hà Tĩnh là tỉnh đầu tiên được tổ chức JIFA tìm hiểu và thực hiện dự án Zero Fees.

Tổ chức JIFA cho rằng, người lao động Hà Tĩnh cần cù, chịu khó, được doanh nghiệp Nhật Bản đánh giá cao. Tuy nhiên, thực tập sinh đang phải gánh nhiều chi phí để xuất khẩu lao động sang Nhật Bản, khiến gia đình phải chịu các khoản nợ lớn. Do đó, cần thiết giới thiệu những ưu điểm của người Hà Tĩnh đến các doanh nghiệp Nhật Bản và triển khai các chương trình giảm chi phí môi giới, tuyển dụng lao động.

Bà Setsuko Ikeda mong muốn, bên cạnh đào tạo ngôn ngữ, JIFA sẽ truyền tải các loại hình văn hóa truyền thống, đặc biệt là nghệ thuật Kodan (nghệ thuật kể chuyện truyền thống). Qua đó sẽ giúp các thực tập sinh trải nghiệm về văn hóa cũng như lối sống, cách làm việc của người Nhật Bản.

Phía JIFA đã trao đổi, làm việc với nhiều doanh nghiệp Nhật Bản về chương trình Zero Fees và được các đơn vị đồng tình và sẵn sàng đồng hành cùng dự án, giảm chi phí xuất khẩu lao động tại Nhật đến mức thấp nhất.

日本はハティン労働者負担のリクルートコストを削減する準備を進めています

更新日: 2023 年 2 月 16 日 12:03

(Baohatinh.vn) -日本企業はハティン労働者が負担する日本へのリクルート費用を最低レベルまで引き下げる準備を進めています。

2月16日の朝、省人民委員会のシ・ゴック・チャウ副委員長は、池田節子 - JIFA 会長とともに、ゼロフィープロジェクト「費用負担少なく日本への労働力輸出をめざす草の根技術支援プログラム」の共同議長を務めました。

ミーティングでは、池田節子 JIFA 会長と代表団のメンバーが、ベトナムとハティンでのゼロフィープロジェクトと JIFA の活動について紹介しました。ハティンは JIFA がゼロフィープロジェクトを調査し、実施しようとする最初の省です。JIFA は、ハティンの労働者は誠実で勤勉であり、日本企業から高く評価されていると述べた。しかし、技能実習生は日本に労働力を輸出するために多額の費用を負担しなければならず、家族は多額の借金を抱えています。そのため、ハティンの人々の利点を日本企業に紹介し、仲介および採用コストを削減するためのプログラムを実施する必要があります。池田節子さんは、語学研修に加えて、JIFA が伝統的な文化、特に講談芸術（伝統的なストーリーテリングアート）の紹介に期待を寄せています。これにより、技能実習生は日本人の文化や生活様式、働き方を体験することができます。JIFA 側は、多くの日本企業とゼロフィープログラムについて話し合い、協力してきました。プロジェクトを実行する準備ができており、日本の労働力リクルートコストを最低レベルに削減していくことと合意しました。

ハティン省の産業振興に必要な人材育成への日本の貢献可能性（例）

農業	特産の生姜、落花生の品質向上、付加価値のある農産物生産	技能実習 留学
食品製造業	水産物食品加工業、生姜や落花生を活用した高付加価値製品開発 漬物等農産物加工による製品開発	技能実習 留学
漁業	特産「踊りイカ」鮮度管理（収穫後・保管・輸送）技術 近海漁業・養殖における鮮度管理 エビ養殖の改善 137km沿岸漁業	技能実習 留学
物流業	ブンアン経済区等の良港を活用した物流の拡大 国際物流整備（将来のピエンチャン-ブンアン鉄道等の国際物流計画対応） 冷凍・冷蔵等の鮮度管理による輸出物流の拡大	技能実習 留学
林業	豊富な森林資源の持続可能な林業 沿岸マングローブ林の保全	技能実習 留学
畜産業	付加価値の高い生食可能な鶏卵（サルモネラ菌汚染対策） 付加価値の高い牛豚の飼育	技能実習 留学
介護福祉事業	将来の介護需要に応える介護施設 高齢者、障害者介護 介護教育施設	留学 技能実習 EPA
観光業	環境資源を生かしたリゾート開発（温泉リゾート） 自然保護区や鉱山等のエコツーリズムの発展	留学 技能実習（宿泊）
製造業	自動車製造関連のすそ野の広い関連産業の誘致及び集積化 2経済地区、3工業団地への各種製造業の誘致と技能者の養成 工業クラスター育成、製紙業関連技術者の養成	留学 技能実習
自動車整備	自動車普及に伴う技術レベルの高い整備工場の普及と整備士の養成 （自動車整備職種、自動車整備専門学校）	技能実習（自動車 整備）留学
洪水対策	洪水を防ぐ森林資源管理、河川改修技術、河川管理技術、ダム管理 技術の習得	留学

ハティン日越人材育成・交流キャリアパス支援事業

従来からのハティン省と連携して実施してきたJIFA・OHEDASの事業の継続発展

人材育成フォーラムの開催／2010～浄水施設／2014～困難生徒への学資支援

- ① 費用負担の少ない技能実習に向けたマッチング支援
(JICA-DOLABマッチング支援 **Zero Fees**の普及)
(現地日本語学校、送出機関との連携)
- ② 日越人材育成・交流の正しい情報提供・相談対応
人材育成フォーラムの開催 (正しい情報普及・周知)
- ③ 日本語教育の充実・楽しく日本を知ろうプログラム
日本文化・生活体験 文化、習慣、モラル (初等教育から)
(具体的には 工夫する能力開発、書道、音楽、図工・・・)
- ④ ハティン省 産業振興ロードマップ (人材育成交流) 支援
- ⑤ 人材育成指導員の養成 日本への派遣研修の実施
- ⑥ 日本の公設試技術指導員の派遣による技術指導の実施
- ⑦ MOLISA新制度を活用する職業短期大学との連携

経済的に困難であっても
優秀な生徒が**Zero Fees**で
日本に学びに行ける！

正しい情報をもとに
無償で相談・仲介
普及イベントの開催

日本での生活に
不可欠な基本的教養

地域振興に必要な
キャリアパス支援

技術指導の充実
産業技術支援

事前技術教育の充実
偽造就業証明書撲滅



ILO条約181号の適用に関する厚生労働省の見解*

「ILO 条約181号に関して日本も批准国だが、批准国である日本国内の民間の仲介業者が直接もしくは間接的に労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものと認識している。そうではない外国の送出し機関等がその国の求職者から手数料を徴収するということまでは禁止するものではないと理解している。二国間取決め（MOC）に関しては、相手国が条約を批准していない場合には、相手国はこの条項を遵守する義務を負っているとは言えないため、**MOCの中で規定することは、相手国の国内法令の整備等を要するものであり困難であると考えている。**」

*引用 <https://morinaga-shinko.com/info/online/2021/index.html>

公益財団法人 森永酪農振興協会（2021年度）講演会記録

「外国人労働者受入れの現状と課題 ～ビジネスと人権&持続可能性から考える～」

公益社団法人自由人権協会 理事 旗手 明氏

Q4：「労働者から手数料又は経費を徴収してはならない」とするILO条約181号（民間職業仲介事業所）を批准してる日本が、借金を背負った技能実習生を受け入れるのは、条約違反にはならないのでしょうか。

A4： この点に関して、ILO条約を司る厚生労働省は、以下のように回答しています。

「ILO条約181号に関して日本も批准国だが、批准国である日本国内の民間の仲介業者が直接もしくは間接的に労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものと認識している。そうではない外国の送出し機関等がその国の求職者から手数料を徴収するということまでは禁止するものではないと理解している。二国間取決め（MOC）に関しては、相手国が条約を批准していない場合には、相手国はこの条項を遵守する義務を負っているとは言えないため、MOCの中で規定することは、相手国の国内法令の整備等を要するものであり困難であると考えている。」

私としては、これでは相手国の取扱いを通じて実質的にILO181号条約に違反する事態を容認しているものと言わざるを得ず、二国間取決めにおいて募集・あっせんにかかる費用のすべてを雇用主負担とすべきものと考えています。



ILO181の批准国ではない

フィリピンの海外労働者採用における リクルートフィーの労働者負担禁止

REVISED POEA RULES AND REGULATIONS GOVERNING THE RECRUITMENT AND EMPLOYMENT OF LANDBASED OVERSEAS FILIPINO WORKERS OF 2016

2016年の陸地で勤務する海外フィリピン人労働者の募集と雇用を管理する POEA 規則と規則の改訂

<https://asean.org/wp-content/uploads/2016/08/Revised-POEA-Rules-And-Regulations.pdf>

1 か月の基本給に相当する採用手数料に上限が設けられている。

ただし、家事労働者、船員、および斡旋料の徴収が禁止されている国で採用された労働者には、料金を請求することはできません。

SECTION 143. Grounds for Imposition of Administrative Sanctions Against a Licensed Recruitment

g 法律、政策または慣行のいずれかにより、一般的なシステムが配置および募集手数料の請求および徴収を許可しない国への配属のための配属手数料の請求および徴収。

罰則: ライセンスの取り消しと、労働者から徴収した斡旋料および斡旋料の返還。
徴収額から年率 6% の利息が付く。

出典: A global comparative study on defining recruitment fees and related costs

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---migrant/documents/publication/wcms_761729.pdf

*フィリピンは、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約を1995年に批准している。



ILO181の批准国ではない

ドイツの海外労働者採用における リクルートフィーの労働者負担禁止

Germany

This policy applies to both national and international recruitment of workers. The charging of recruitment fees and/or related costs to the worker is prohibited. This policy applies to temporary agency workers only.

Extract of relevant policies

According to Article 9(1)(5) of the Temporary Employment Act, workers may not be charged any fees by the agency for placing them on the job.

Link to relevant policy

[Gesetz zur Regelung der Arbeitnehmerüberlassung \(Arbeitnehmerüberlassungsgesetz - AÜG\), zuletzt geändert 2020 .](#)

ドイツ

このポリシーは、国内および国際的な労働者の募集に適用されます。採用手数料および/または関連費用を労働者に請求することは禁止されています。このポリシーは、派遣労働者のみに適用されます。

関連政策の抜粋

派遣法第9条第1項第5項によると、労働者は、彼らを仕事に就かせるために代理店から手数料を請求されることはありません。

出典：A global comparative study on defining recruitment fees and related costs

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---migrant/documents/publication/wcms_761729.pdf

ILO181の批准国である モンゴルとの二国間協力覚書における 手数料の記述は他国と同じ

ILO181の批准国である
(2015年4月17日批准)



送出機関の認定基準

1 送出機関は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

二 技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下「**技能実習生等**」という。）から徴収する手数料その他の費用について、**算出基準を明確に定めて公表し、当該手数料その他費用の詳細について技能実習生等に十分に理解をさせるために説明すること。**

六 モンゴル国の法令に従って事業を行うこと。

七 送出機関又はその役員が、過去5年以内に、次に掲げる行為を行っていないこと。
(a) 技能実習に関連し、保証金の徴収やその他の目的など理由のいかんを問わず、技能実習生等、その親族又はそれらの関係者等の金銭その他の財産を管理する行為

平成29年12月21日「日本国法務省・外務省・厚生労働省とモンゴル労働・社会保障省との間の技能実習に関する協力覚書（MOC）」

ILO181の批准国でない フィリピン

参考



送出機関の認定基準

1 送出機関は、次の全ての基準を満たしている必要がある。

二 技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下「**技能実習生等**」という。）から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表し、当該手数料その他の費用の詳細について技能実習生等に十分に理解をさせるために説明すること。

六 フィリピンの法令に従って事業を行うこと。

七 フィリピンの送出機関又はその役員が、過去5年以内に、次に掲げる行為を行っていないこと。
(a) 技能実習に関連し、保証金の徴収その他の手段のいかんを問わず、技能実習生等、その親族又はそれらの者の関係者等の金銭その他の財産を管理する行為

ILO181の批准国でない ベトナム

参考



ベトナムの送出機関の認定基準

ベトナムの送出機関は、日本に技能実習生を送り出すための認定を受けるためには、次に掲げるすべての基準を満たしている必要がある。

(3) 技能実習生又は技能実習生になろうとする者（以下「**技能実習生等**」という。）から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表し、当該手数料その他の費用の詳細について技能実習生等に十分に理解させるために説明すること。

(7) ベトナムの法令に従って事業を行うこと。

(8) 略

(9) ベトナムの送出機関又はその役員が、覚書の開始の後、次に掲げる行為をしていないこと。

(a) 技能実習生の募集やベトナムの送出機関及び日本の監理団体との間における技能実習生の送出し及び受入れに際し、ブローカーが介入することを許容し、又はブローカーが日本の監理団体に対し、賄賂を提供し、又は手数料を支払うことを許容する行為

平成29年6月6日「日本国法務省・外務省・厚生労働省とベトナム国労働・傷病兵・社会問題省との間の技能実習に関する協力覚書（MOC）」

新しい外国人労働者受入制度の下で 安定した外国人技能実習生・労働者受入れと 先進的なゼロフィーを両立させる地方都市向け政策提言（素案）

新しい外国人労働者受入制度 導入における地方都市の課題

- 賃金水準の相対的に低い地域に良い人材をいかにリクルートするか？
- 転籍が可能ななかで、いかに雇用を安定的に継続できるか？
- 全国に先駆けて誇れる外国人労働者受入を実現し、優れた外国人材を誘致できるか？
- 国境を超えたマッチングにおいていかに当該地域での就労・生活の魅力を伝えるか？
- 全国的な受入制限のなかで、地方に必要な人材をいかに確保するか？

検討すべき課題

「手数料を支払うための債務労働」とならず、かつ「転籍・転職の自由」を制限することにならないよう制度設計する必要がある。地方自治体が、送出し地域と提携して信頼関係を築く中で、魅力ある地域企業で働き学ぶ海外青年を誘致する戦略的な取組をどう構築するか

ハティン省では地方自治体との連携を期待

提案の内容

1. 転籍抑制につながる支援金（返済免除条件付）によるゼロフィー（リクルート費用の本人負担ゼロ）

サービス手数料本人負担額を支援貸付金として受入国側が貸付け、3年間当該地域で就業すれば返済免除とすることでゼロフィーを実現。ただし、返済猶予期間内に転籍する場合は返済を原則とする。ただし期間内であっても、転籍希望の原因が雇用契約違反や人権侵害と認められた場合には返済免除とする。

（期待できる効果）

- ① 転籍の自由を保障しつつ、転籍を抑制できる。
- ② 賃金水準だけでなく受入企業や地域との間に一定の信頼関係が醸成できる。
- ③ 経済的に困難な優秀青年を受け入れることができる。
- ④ 就職が困難な地域の優秀な青年を受け入れることができる。
- ⑤ 雇用契約違反や人権侵害の抑止力となる。

2. 送出し国の職業短大カリキュラムに位置づけ安定した受入れ

2022年にベトナムで導入された職業短大のカリキュラムに3年の技能実習（通信教育付）を組込む制度を活用、受け入れ企業が職業短大での日本語教育を含む初期学費を支援貸付金として貸付け、技能実習にかかるゼロフィーを実現させる。

（期待できる効果）

- ① 受け入れ期間中の転籍を抑制できる。
- ② 送出し地域や大学との間に継続的な就労ルートを構築できる。
- ③ 送出し国の困難であるが優秀な青年を受け入れることができる。

3. JIFAの学資支援と効果的に組み合わせる

困難な生徒に対する中学4年生から高校卒業までの学資支援（4年間で4万円）で支えた企業の貢献を当該地域で紹介し、日本への関心を深める。

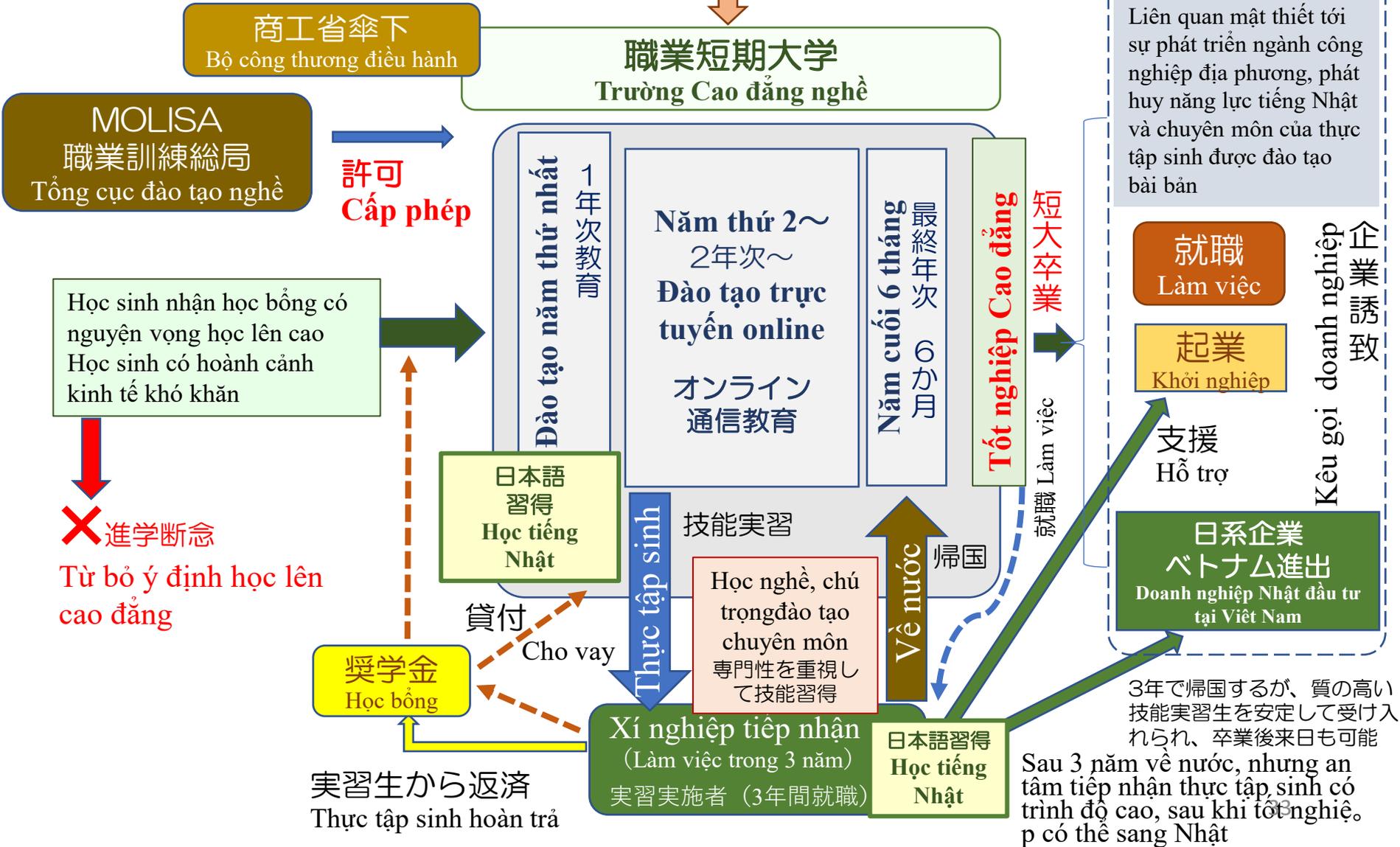
（期待できる効果）

送出し地域と信頼関係の構築でき、早期からの支援企業紹介が可能となる。支援対象学生のみならず地域の青年に対して受入れ地域の魅力の紹介や企業のアピールができ、地方への就労を促進できる。

MOLISA政令による技能実習を組み込んだ職業短期大学教育

TRƯỜNG CAO ĐẲNG NGHỀ DÀNH CHO THỰC TẬP SINH DƯỚI SỰ ĐIỀU HÀNH CỦA MOLISA

地域産業振興ロードマップ
Lộ trình phát triển ngành công nghiệp địa phương



外国人労働者受入に係る国際労働基準の積極的な適用についての真摯な検討が不可欠（私見）

ILO181号 すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（未批准）等

2023.4.28 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告書

中間報告書

（概要）

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）

資料1-3

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

現 状

新たな制度

制度目的と実態を踏まえた制度の在り方

人材育成を通じた国際貢献

- 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築

職種が特定技能の分野と不一致

- 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

受入れ見込数の設定等の在り方

受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込み数等の設定、対象分野の設定は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

転籍の在り方（技能実習）

原則不可

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

管理監督や支援体制の在り方

- 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- 悪質な送出国が存在

- 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

外国人の日本語能力の向上に向けた取組

本人の能力や教育水準の定めなし

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

ステークホルダーである送出国の要望に応える姿勢に乏しい（例：二重課税・年金等は正等の検討がされていない）

人材育成交流による国際貢献の視点を欠く身勝手な外国人労働者受入は国際動向に逆行

キャリアの国際相互認証の視点の導入が必要（例：EU）

転籍制限ではなく転籍抑制（太陽政策への転換）の多面的な取組が必要（地方自治体連携）

二国間取決めの実効性を高める努力

制度改正に向け追加すべき論点 →

監理団体：利益相反のある団体排除
公益性の高い非営利法人に限るなど

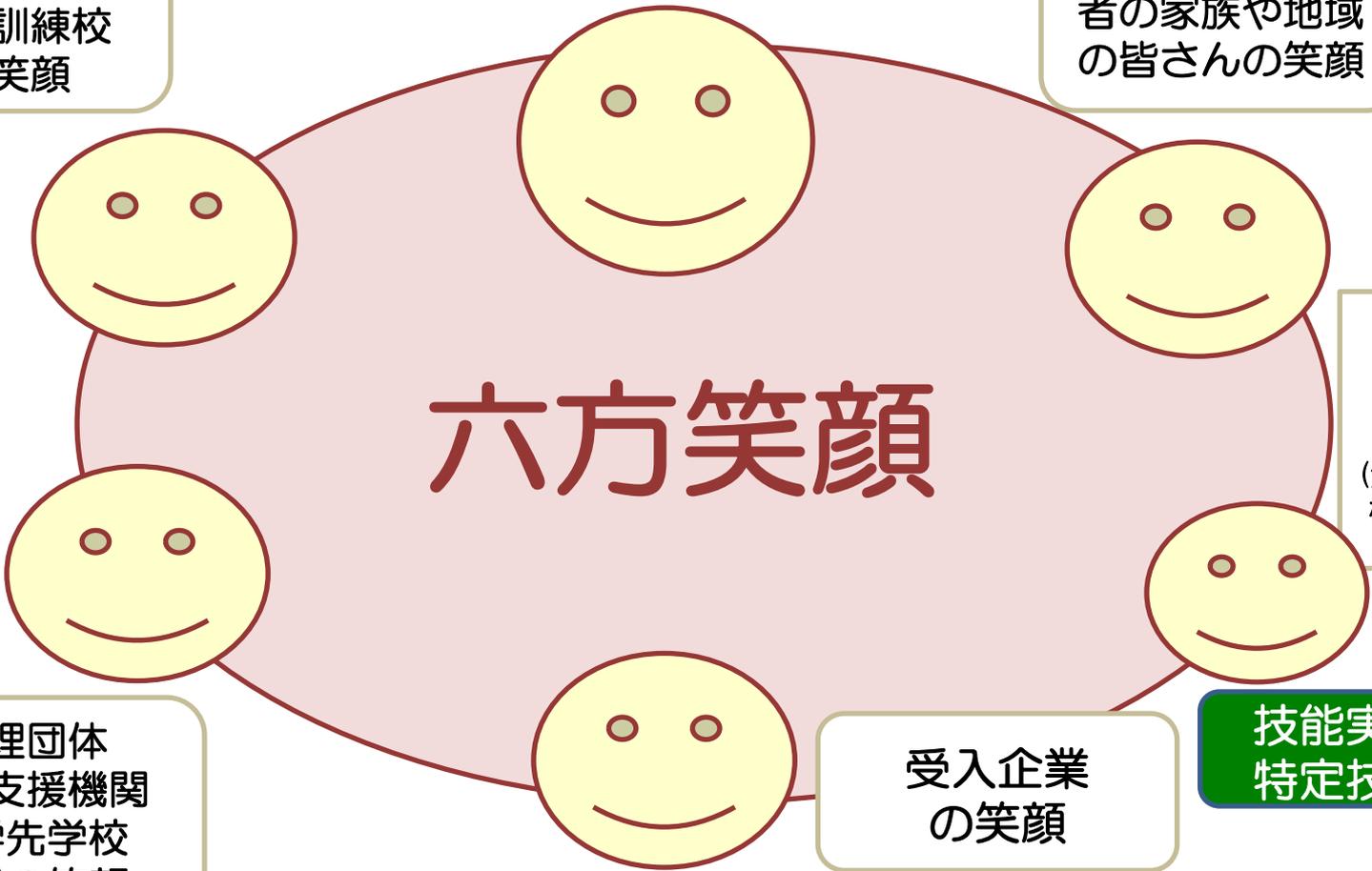
国際労働基準に準拠した抜本的な法整備

受入企業に対する継続的指導・養成講習

送出し機関
日本語学校
職業訓練校
の笑顔

日本をめざす若者の笑顔
(技能実習、特定技能、留学)

日本をめざす若
者の家族や地域
の皆さんの笑顔



サービスを受
ける人の笑顔
(介護施設入居者や
様々なお客様)

監理団体
登録支援機関
留学先学校
などの笑顔

受入企業
の笑顔

技能実習
特定技能



ご清聴ありがとうございました